

有機農産物の JAS 規格
別表等資材の
適合性判断基準及び手順書
農林水産省食料産業局 食品製造課

資材協資材評価マニュアル

2021 年 5 月

「有機農産物の JAS 規格別表等資材の適合性判断基準及び手順書」は、2016 年 4 月（平成 28 年 4 月）改訂の版が農林水産省のホームページに公表されています。

その後、2017 年に規格改正、2019 年に肥料取締法の改正、2020 年に JAS 法施行規則及び関連法規の改正などがおこなわれ、この手順書の改訂が必要となっているところです。しかし、農林水産省の改訂作業が遅れているため、有機 JAS 資材評価協議会が資材評価を行うために改正された必要事項を読み込んだ資材評価マニュアルとして、暫定的に整理したものが、この評価マニュアルです。

本マニュアルの責任は、有機 JAS 資材評価協議会にあります。

一般社団法人有機 JAS 資材評価協議会

以下の「はじめに」は、農林水産省の手順書の文書を変更していません。この手順書の位置付けと役割を示しているものです。古い法律の文言がありますが、読み替えてください。

はじめに

当手順書の第1版は、有機農産物 JAS 規格・別表への資材適合性判断のバラつきを解消するため、平成 22～23 年度農林水産省「有機 JAS 規格制度等信頼向上委託事業」において作成しました。その後、平成 24 年 3 月の規格改正を反映する形で平成 26 年 9 月版を作成し、引き続き有機 JAS 認定生産行程管理者の資材選定および登録認定機関の資材評価に寄与してきました。

しかし、平成 27 年に肥料の不正製造問題が立て続けに発覚し、有機 JAS 認定生産行程管理者、食品加工販売業者、消費者に至るまで多大な被害を受けたことから、急きょ内容を見直すこととしました。

今回は、以下の趣旨で改訂を行っています。

- ①本文の記述の中で、特に分かりにくいと思われる部分の表現の見直し。
- ②序 1～2 に有機 JAS 認証生産行程管理者が資材を使う際の手順及びチェックシートを追加。
- ③序 3 に資材メーカー等（販売業者、輸入業者を含む、以下同）が資材を供給するときの手順及びチェックシートを追加。

今後は、有機 JAS 認定生産行程管理者・登録認定機関だけでなく、資材メーカー等にも有機農産物 JAS 規格・別表に適合する資材とはいかなる条件を満たすものであるかを正確に理解して頂き、有機農産物の信頼性を高めていきたいと考えています。

使用にあたっての注意事項

- この冊子は、平成 28 年 3 月時点の有機農産物の JAS 規格に基づき作成されています。
- この冊子で対象としているのは、外部からの投入資材を使用する際の適合性評価です。第 1 章の冒頭にも記載しているとおり、有機農産物の生産行程管理者は、外部投入資材を使用する前に、有機農産物の生産の原則(第 2 条)、及び肥培管理の本則(第 4 条)に則った土づくりを行うことが前提で、その補足としての外部資材であることを常に心がけておく必要があります。また、外部資材の導入に際しては環境への負荷低減に心掛けることが重要です。
- 有機 JAS 認定生産行程管理者及び登録認定機関は、資材評価の際にこの『適合性判断基準及び手順書』に従って行うことが求められます。
- 資材メーカーは、有機農産物の生産用の資材を製造・販売等する際には、必ず当手順書をご確認のうえ、原料調達、製造方法に細心の注意を払ってください。
- 海外の有機 JAS 認証事業者が使用する資材については、この評価基準・手順書に概ね準じた形で判断することになります。
- 外部導入資材の適合性評価については、資材の主体が天然物のため原料・原料組成が変動する可能性があることから、常に最新の情報に基づき実施してください。

目次

序 1	有機 JAS 規格使用可能資材の適合性判断の手順（概要）	5
序 2-1	有機 JAS 認証生産行程管理者が新たな肥料及び土壌改良資材を使う際の手順	6
序 2-2	有機 JAS 規格・別表 1 の肥料及び土壌改良資材適合性判断のためのチェックシート	7
序 3-1	資材メーカー等が肥料及び土壌改良資材を供給・販売する際の手順	8
序 3-2	資材メーカー等のチェックリスト	9
第 1 章	肥料及び土壌改良資材（別表 1）	
1.1.	肥料及び土壌改良資材の適合性判断基準	
1.1.1.	有機 JAS 規格に規定されている内容	10
1.1.2.	確認の範囲	14
1.1.3.	確認の方法	16
1.1.4.	判断基準	17
1.1.5.	表示	20
1.1.6.	放射性物質	20
1.1.7.	関連法規制の遵守	20
1.1.8.	疑義資材	21
1.2.	別表 1 の対象資材における個別判断手順書	
1.2.1.	植物及びその残さ由来の資材	22
1.2.2.	発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	23
1.2.3.	（欠番）	
1.2.4.	油かす類	24
1.2.5.	食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	24
1.2.6.	と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	26
1.2.7.	発酵した食品廃棄物由来の資材	27
1.2.8.	バーク堆肥	28
1.2.9.	メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	28
1.2.10.	グアノ	28
1.2.11.	乾燥藻及びその粉末	29
1.2.12.	草木灰	29
1.2.13.	炭酸カルシウム	29
1.2.14.	塩化加里	30
1.2.15.	硫酸加里	30
1.2.16.	硫酸加里苦土	30
1.2.17.	天然りん鉱石	31
1.2.18.	硫酸苦土	31
1.2.19.	水酸化苦土	31
1.2.20.	軽焼マグネシア	32

1.2.21.	石こう（硫酸カルシウム）	32
1.2.22.	硫黄	32
1.2.23.	生石灰（苦土生石灰を含む。）	33
1.2.24.	消石灰	33
1.2.25.	微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	33
1.2.26.	岩石を粉砕したもの	33
1.2.27.	木炭	34
1.2.28.	泥炭	34
1.2.29.	ベントナイト、パーライト、ゼオライト、パーミキュライト、けいそう土焼成粒	35
1.2.30.	塩基性スラグ	35
1.2.31.	鉍さいけい酸質肥料	35
1.2.32.	よう成りん肥	36
1.2.33.	塩化ナトリウム	36
1.2.34.	リン酸アルミニウムカルシウム	36
1.2.35.	塩化カルシウム	37
1.2.36.	食酢	37
1.2.37.	乳酸	37
1.2.38.	製糖産業の副産物	38
1.2.39.	肥料の造粒剤及び固結防止材	38
1.2.40.	その他の肥料及び土壌改良材	39
第2章 農薬（別表2）及び収穫後の施設で使用される薬剤（別表4）		
2.1.	ほ場又は栽培場における有害動植物の防除目的で使用される資材（農薬（別表2）） の適合性判断基準	
2.1.1.	有機JAS規格に規定されている内容	42
2.1.2.	別表2の防除資材の使用にあたっての判断基準	42
2.1.3.	特定防除資材	47
2.2.	収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理に おいて使用される資材の適合性判断基準	
2.2.1.	有機JAS規格に規定されている内容	47
2.2.2.	主な資材	48
第3章 有機農産物の生産に用いられるその他の資材		
3.1.	土壌又は植物に施されるその他の資材の適合性判断基準	
3.1.1.	有機JAS規格に規定されている内容	50
3.1.2.	その他の一般管理資材に関する判断	50
第4章 育苗用土		
4.1.	育苗用土の適合性判断基準	
4.1.1.	有機JAS規格に規定されている内容	53
4.1.2.	適合性確認の手順及び確認等の注意点	53
4.2.	経過措置	53

序 1 有機 JAS 規格使用可能資材の適合性判断の手順（概要）

■有機農産物の日本農林規格（以下「有機 JAS 規格」という。）では、次の要件を満たす場合に限り、肥料及び土壌改良資材の資材を使用することができます。

①有機農産物の生産の原則に合致していること

②当該ほ場で生産した農産物の残渣由来のたい肥の施用、ほ場周辺に生息・生育する生物の機能を活用する方法のみでは、農地の生産力の維持増進が図ることができないこと（→p10 参照）

■上記の要件を満たす場合に、有機農産物の生産に使用予定の肥料及び土壌改良資材が有機 JAS 規格で使用できるかどうかを確認するための手順は概ね次のとおりです。

なお、認証生産行程管理者、登録認証機関、資材メーカー等は資材評価の際にこの『適合性判断基準及び手順書』に従って行うことが求められます。

1. 資材メーカー等から、原材料や製造工程等の情報を入手（→p14 参照）
2. 使用予定の資材が有機 JAS 規格・別表に記載されていることを確認（→p11～13 参照）
3. 入手した情報により、その資材が有機 JAS 規格・別表に適合するかどうか確認（→p21～41 参照）
4. 有機農産物の生産にあたり、肥料や土壌改良資材等の資材を使用する場合には、自ら 1～3 の確認を行った上で、原則として、使用前に登録認証機関の確認を受ける（→p14 参照）

■農薬については、当手順書 2.1（p42～47）に従い判断する。

序 2-1 有機 JAS 認証生産行程管理者が外部資材を使う際の手順

有機 JAS 規格第 4 条の生産の原則による方法だけでは、農地の生産力の維持が図れないため、外部資材の導入を検討する。

使いたい資材が見つかる。

資材メーカーから最新の原材料、製造工程図などを入手する。(注)

ポイント 1: 単に「JAS 規格に適合しています」という表示は不十分です。

当手順書を参照しながら、使用可能かどうか自己チェックしてみる。

ポイント 2: 自己チェックで使用可能と判断した場合のみ、次のステップへ。
ポイント 3 「保証成分が不自然に高い？」など疑問を感じた場合は、資材メーカーに理由を聞いてください。

登録認証機関に使用可能かどうか審査を依頼する。

登録認証機関から追加資料の要請があった場合は資材メーカーに依頼する。

登録認証機関から審査結果について「可否」の連絡を受ける。

ポイント 4: 原則、登録認証機関の確認が終わるまで使用しないでください。

「可」の場合、新しい肥料及び土壌改良資材を使用できる。
また、継続的に肥料等を購入する場合は、その都度、使用する原材料等が変更されていないか確認し、変更された場合は、最新の資料に基づき評価を行うこと。

序 2-2 有機 JAS 規格・別表 1 の肥料及び土壌改良資材適合性判断のためのチェックシート

■個別資材の判断をする前に、以下の確認をしてください(このページをコピーして確認に使用できます)。なお、「その他の肥料及び土壌改良資材」に該当する場合は、他の資材で代用できないことを確認してください。

資材名

確認事項	チェック欄	確認項目
有機農産物の生産の原則、肥培管理の要件に合致しているか？	○ ×	1.1.1.1.
有機農産物の JAS 規格別表 1 に記載されているか？	○ ×	有機農産物の JAS 規格・別表
資材の原材料情報及び製造工程図を入手したか？	○ ×	1.1.2.1. 1.1.3.1.
製造工程で化学合成物質の添加がないか？	○ ×	1.1.4.1.
原材料とその製造工程に関する資料は最新版が揃っているか？	○ ×	1.1.2.1. 1.1.3.1.
「天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するもの」等、別表 1 の基準を満たしているか？(別表 1 の基準欄に記載がある資材の場合)	○ ×	1.1.2.1. 有機農産物の JAS 規格・別表
	該当しない	
原材料の収集過程などで化学合成物質が使用されていないか？	○ ×	1.2 (各資材の個別判断手順書)
	該当しない	
原材料は遺伝子組換え由来に関する基準を満たしているか？	○ ×	1.1.2.2. 1.1.4.2.
	該当しない	
微生物の培地に関する基準を満たしているか？	○ ×	1.1.4.2.(4)
	該当しない	
成分、効果は原材料に由来するものとして妥当か？	○ ×	1.1.3.1.(3)
製造工程におけるコンタミネーションの防止は確認したか？(推奨事項)	○ × -	1.1.3.2.(3)

序 3-1 資材メーカー等が肥料及び土壌改良資材を供給・販売する際の手順

有機 JAS 規格・別表 1 への適合性を謳って供給・販売する場合は、当手順書の手順に従い自社の肥料または土壌改良資材が有機 JAS 規格・別表に適合していることを説明できることが必要。

ポイント 1: 自己チェックで問題なしと判断したもののみ供給・販売してください。

原材料、製造工程図、登録証などの資料を作成・準備する。

資材の原材料について確認が必要な場合は、原材料の供給者に資料の提供を求める。

ポイント 2: 「有機 JAS 規格適合」だけの表示は不十分です。

認証生産行程管理者に資料を提出する。

認証生産行程管理者、登録認証機関などから追加資料の要請があれば対応する。

ポイント 3: 資材の社外秘の原材料や製造工程の情報が提供できない、または不明の場合は、認証生産行程管理者及び登録認証機関は有機 JAS 規格への適合性が確認できないため、使用することができません。

認証生産行程管理者及び登録認証機関から問題なしとの判断が出たら認証生産行程管理者に供給する。

ポイント 4: 原材料や製造方法に変更がある場合は、あらかじめ認証生産行程管理者に連絡してください。事前連絡の徹底をお願いします。

序 3-2 資材メーカー等の自己チェックリスト

■認証生産行程管理者や登録認証機関へ資料を提出する前に、自社の肥料及び土壌改良資材に関する資料（製造工程図、原料に関する資料及び証明書、登録証など）により、以下の事項が確認できるか自己チェックしてください（このページをコピーして確認に使用できます）。

資材名

確認が必要な事項一覧	自己チェック欄
肥料等の名称	○ ×
肥料法による登録・届出	○ × 該当なし
土壌改良資材について地力増進法による表示の有無	○ × 該当なし
有機農産物の JAS 規格・別表 1 に該当すること	○ ×
天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること等、別表 1 の基準を満たしている (別表 1 の基準欄に記載がある資材の場合)	○ × 該当なし
製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないことを製造記録等で示すことができる	○ ×
原材料の調達先、生産方法や製造工程、遺伝子組換え技術の有無が明確になっている	
1. 主原材料	○ ×
2. 添加材・加工助材・触媒	○ × 該当なし
3. 微生物やその培地、酵素	○ × 該当なし
当手順書 1. 2. 以降の個別判断手順書への適合性を確認できる	○ ×
成分、効果に関する説明の根拠が明確で、かつ農薬等の効果を想起させる表示をしていない	○ ×
製造工程におけるコンタミネーション防止策を実施している	○ ×
放射性セシウムが暫定許容値（400Bq/kg（製品重量））以下であること。	○ × 該当なし
すべての資料に作成日（発行日）、発行者の記載があること	○ ×
原材料や製造工程に変更がある場合、販売店や生産者へあらかじめ連絡することが決まっている	○ ×

第 1 章 肥料及び土壌改良資材（別表 1）

1.1. 肥料及び土壌改良資材の適合性判断基準

1.1.1. 有機 JAS 規格に規定されている内容

1.1.1.1. 有機農産物の肥培管理の原則と外部資材を使用する前提事項

【原則】

有機 JAS 規格に準拠した肥培管理を行うにあたっては、当該規格第 2 条の有機農産物の生産の原則、及び第 4 条の生産の方法の肥培管理の項目に従う必要がある。

有機農産物の生産の原則（第 2 条）

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（略）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。

生産の方法（第 4 条）－肥培管理の項

当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあつては、別表 1 の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用すること又は当該ほ場若しくはその周辺以外から生物（組換え DNA 技術が用いられていないものに限る。）を導入することができる。

【外部資材使用の前提】

本書で示す判断基準は、肥培管理の項「ただし…」以降に規定された別表 1 の資材を使用するにあたっての適合評価のための手順を示すものである。上記の原則及び肥培管理の前段に記載された、土づくりの重要性を前提としている。この判断基準に基づいて別表 1 に適合すると評価された資材を使用する場合、適合していれば何でも使用可能であると考えられるのではなく、上記の前提を、念頭において使用しなければならない。

なお、有機農産物の認証生産行程管理者は、外部から購入した資材を使用する場合、資材の原材料や製造工程等の情報を入手し、その資材が有機 JAS 規格に適合していることを確認した後でなければ、有機農産物の生産に使用することができない。また、不適合資材を使用するリスクを軽減するため、原則、使用前に登録認証機関の確認を受けることが必要である。

1.1.1.2. 外部導入資材に関する規定

有機農産物の生産に使用できる資材は、次の3つの条件をすべて満たす必要がある（当マニュアル 1.1.4.5 の例外を除く）。

- ① 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの
- ② その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
- ③ 有機 JAS 規格・別表 1（下表）に掲載されており、その基準を満たすもの

【有機 JAS 規格・別表 1】

※「1.2. 個別手順書」と併せて参照すること。

肥料及び土壌改良資材	基準
植物及びその残さ由来の資材	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
（新設） 油かす類	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。

天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 90mg 以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉱石を粉砕したものであること。
軽焼マグネシア	
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	
生石灰（苦土生石灰を含む。）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壤等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
（改正） 泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壤改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する

	ものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化カルシウム	
食酢	
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

1.1.1.3 用語の定義

用語	定義
(改正) 化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 1 化学的手段（燃焼、焼成、熔融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。
化学的に合成された物質	化学的手段によって、化合物を構造の新たな物質に変化させることを化学合成といい、これにより得られた物質。（以下、「化学的に合成された物質」を「化学合成物質」という。）

化学的に合成された物質の添加	製造工程において化学的に合成された物質を添加することを指す（助剤的なものや、触媒的なものも添加に含まれる）。
----------------	--

注 1) JAS 規格における位置づけは以下のとおり。

■ 化学的に合成された物質の添加：

有機 JAS 規格本則に、「製造工程において化学的に合成された物質を添加されていないものである」と規定されているので、別表 1 の資材は化学的に合成された物質を添加したものは認められない（但し、「告示 1005 号」の例外規定あり 1.1.4.1.(3)参照）。

■ 化学的処理：

別表 1 の基準欄に「化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」とされている資材については、製造工程に化学的処理のあるものは認められない。

1.1.1.4. 自家製資材の製造

有機 JAS 認証生産行程管理者が自ら製造する堆肥やぼかし肥料等に使用する資材は別表 1 で適合と判断されるものを用いること。このため、自家製資材を製造する際に原料を外部から調達する場合、その原料の評価が必要となるので書面その他の方法で情報を入手すること。

生産者が自家製造の原料を自分で調達している場合には、適合性を確認した上で、調達・製造した記録を残すこと。

1.1.2. 確認の範囲

適合性評価にあたって確認することは、原則、①当該資材の製造工程、②当該資材の原材料 ③当該資材の成分等が妥当であること、などである。

確認の対象や範囲は下記のとおり。

1.1.2.1 原材料と製造工程を確認する

(1) 原材料

肥料の製造にあつては、原料や添加材、触媒などもろもろのものがあるが、有機農産物 JAS 規格別表 1 への適合性評価にあたっては、製造工程で使用されるすべての物質を原材料として扱い、確認する。

(2) 製造工程とは

次の段階を製造工程として、確認の対象とする。

① 資材の製造場における、原材料(主原材料、添加材、加工助材及び触媒を含むすべての投入物)の投入から製品の包装までの工程。ただし、単なる「混合」（原材料のそれぞれの特性がそのまま維持されたもの。指定混合肥料などは、これにあたる）については、その原材料の製造工程を当該資材の製造工程として扱う。

② 別表 1 に記載されている基準欄に、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質

に由来するものであること」と記載されている資材については、当該資材の製造工程に加え、使用する原材料が天然物質由来であることを把握できる工程。

③ 原材料のさらなる原材料の製造工程まで確認の対象とするかどうかは、様々のケースが想定される。詳細は、1.2.項以降の個別手順書に記載する。

(3) 原料を仕入れている場合の確認

① 原材料の生産段階の確認が必要な資材にあつて、加工された原料を仕入れて使用している場合には仕入れ先の製造工程の確認が必要となる。

② 「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」とされている資材にあつては、原料が天然物質からスタートした工程の確認が必要となる。

例

魚かす：魚のアラや魚から魚粕になるまでの工程

カニガラ：カニガラになって以降の工程だけではなく、蟹から製品のカニガラになるまでの工程

1.1.2.2. 遺伝子組換えに関する原材料の生産段階の範囲

遺伝子組換え技術による品種が開発されている下記 8 種の農産物を原材料とする場合は、起源原料までさかのぼり、その農産物が遺伝子組換え作物由来であるかどうかの確認を行う。

【確認の必要な原材料農産物】

(食品表示基準(平成 27 年 3 月 20 日内閣府令第 10 号)第 3 条第 2 項に規定する別表第 17 に記載されている農産物)

- | |
|---------------------|
| 1 大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。) |
| 2 とうもろこし |
| 3 ばれいしょ |
| 4 なたね |
| 5 綿実 |
| 6 アルファルファ |
| 7 てん菜 |
| 8 パパイヤ |

1.1.2.3 肥料に使用する材料

普通肥料には、固結防止や着色等を目的として下記 21 種類の材料が使用されている場合がある。これらの材料が使用されている場合には化学的に合成されたものでないことの確認が必要。なお、21 種類の材料のうち表示義務があるのは 5 種類であるが、表示義務の有無にかかわらず、使用したものはすべて確認が必要である。

資材メーカーにあつては、添加した材料の多少やその用途・目的に関わらず、使用の有無、化学的に合成したものであるかどうかの情報を認証生産行程管理者に提供する必要がある。

特殊肥料については堆肥の腐熟促進材、混合特殊肥料では固結・浮上・悪臭防止材、粒状化促進剤を使用した場合は表示の義務があるが、化学的に合成されたものでないことの確認が必要。

固結防止材、飛散防止材、吸湿防止材、沈殿防止材、浮上防止材、腐敗防止材、悪臭防止材、粒状化促進材、成形促進材、展着促進材、組成均一化促進材、脱水促進材、乾燥促進材、凝集促進材、発酵促進材、効果発現促進材、着色材、分散促進材、反応緩和材、硝酸化成抑制材、摂取防止材

*表示義務があるのはアンダーラインの資材のみ。他は、使用されても表示されていないので注意。

1.1.2.4 微生物

製造工程において、発酵促進や分解のために微生物が使用される場合には、これらも原材料として扱い確認する。その際、培地についても確認する。

1.1.2.5 酵素

製造工程において、触媒として酵素が使用される場合には、これらも原材料として扱い確認する。

1.1.2.6 コンタミネーション対策

肥料の製造工程におけるコンタミネーションのリスク評価については、①当該資材と同一の製造ラインにおいて有機 JAS 規格使用可能資材以外の資材を製造しているか、②当該製造ラインにおいて切り替え時の混入防止対策を行っているか、などを資材情報の提供を受けた際に確認する。

特に、慣行栽培用肥料や農薬成分を含む資材と同一の製造ラインを使用している場合は、確実にコンタミネーションを排除していることの保証を資材メーカーから文書で受領することが望ましい。資材メーカーは、提出する製造工程図などに実施しているコンタミネーション防止対策を記載しておくことが望ましい。

1.1.3. 確認の方法

1.1.3.1. 資材に関する情報の入手

(1) 原材料情報及び製造工程図の入手

資材の評価をする者は、資材メーカー等から、当該資材の原材料情報及び製造工程図を入手し、これに基づき確認を行う。なお、資材メーカーは、資材の評価をする者（認証生産行程管理者等）に対し、原材料の由来に関する資料を提出する場合、その記載内容について責任を持つ。

普通肥料の場合は肥料登録証ないし肥料登録にもとづき表示されている保証票、特殊肥料の場合は届け出されていることの確認を行う。

●入手資料の例

製品の登録証ないし保証票（保証成分などがわかること）

製品の製造工程図

原材料の製造工程図

解説したチラシやパンフ（ある場合）

(2) 資料の作成日と有効期限について

資材に関する資料を入手する際、作成日の明示されたものを入手すること。作成日はおおむね一年以内のものが望ましく、当該資材と相違ないものであることが必要である。

あわせて、資料には記載内容を保証できる期間として有効期限が記載されていることが望ましい。

(3) 妥当性評価について

肥料成分の含有量や効果が原材料に由来するものとして妥当かどうかを検証すること。例えば窒素が10%を超える、あるいは常識的には考えにくい効果を謳った肥料等については、その成分・効果が妥当なものであるか確認する。成分含有量が極端に高い資材や考えにくい効果・効能をうたった資材は、その妥当性が確認できない場合、使用を避けること。

妥当性の検証には、資材の包材の表示（保証票含む）、パンフレットやホームページの情報、登録証、肥料届出時の書類、成分分析表等を確認すると良い。

【主な有機質肥料の窒素全量：単位%】

肥料名	最少	最多	平均
蒸製てい角粉	9.34	15.16	12.82
乾血粉	4.55	14.18	11.55
にしん粕	5.99	11.78	9.82
いわし粕	6.93	9.26	8.02
抽出大豆粕	7.06	8.00	7.52
菜種油粕	3.77	6.72	5.06
ごま油粕	3.19	7.35	5.79
米ぬか油粕	1.25	2.96	2.14

参考文献：ポケット肥料要覧

(4) 変更の有無の確認

資材を継続的に購入する場合で「入手した資料の有効期限が過ぎている、あるいは期限が記載されていない」場合には、使用する原材料等に変更がないか確認する。変更された場合は、適合性の再評価を行う。

なお、変更があった場合には、連絡を受けられるようにすることが望ましい。

1.1.4. 判断基準

1.1.4.1 .製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの

① 提出された製造工程図にもとづき、使用されている原材料、添加材、触媒などが化学合成物質でないことを確認する。

② 製造工程に化学的方法、化学的处理が行われていないことを確認する。

③ 以下のような方法には、注意する。

1) 水との反応：加水や加熱という工程でも、複数の原材料から新たな物質が生成される場合、その物質は、化学的に合成された物質に該当する。以下のような例がある。

・水和反応：化学反応。水であっても反応してあたらしい物質を合成する場合は化学反応であり、化学的処理に該当する。酸化マグネシウムを水と反応させて水酸化マグネシウムをつくるなど。

・水による希釈や水への溶解：反応にあらず化学的処理に該当しない。

2) イオン交換法：物理的方法

3) 静電分離：物理的方法

4) 電気分解、電解合成：化学的方法

5) 豚糞などの収集過程で凝集剤が使用されること並びに鶏糞の貯留中に殺虫剤や脱臭剤が使用されることなどは、化学合成物質の添加にあたる。

1.1.4.2 原材料の生産段階において組み換え DNA 技術が用いられていないもの

① 使用されている原材料が対象農産物（前述の 8 種の農産物）の場合は、その農産物が組み換え DNA 技術を用いて作られたものでないことが必要。組み換え DNA 技術が用いられたもの、あるいは不分別のものは、いずれも不適合。分別管理されたもの、あるいは国産である場合は、適合。

② 製造工程で使用される微生物、酵素などが組み換え DNA 技術を用いたものでないことを確認する。

1.1.4.3 別表 1 基準「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」

別表 1 基準に「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」と記載された資材にあつては、原材料の製造工程を確認し、天然物質そのものであること、工程に化学処理がないことを確認する。

次のような場合は、化学処理されたものと判断され、不適合。

例

魚粕の製造工程で酸化防止剤としてエトキシキンが添加される

コーンスターチの製造工程で酸処理が行われる

フェザーミールの製造工程で酸処理が行われる

1.1.4.4 認められる処理

物理的処理（機械的、熱的処理、静電気を利用した分離）

酵素による処理（例えば高分子の構造の切断）

たい肥化、発酵などの微生物的処理

参考

コーデックスガイドラインにおける処理についての扱い

原材料は植物、動物、微生物又は鉱物由来とし、物理的（機械的処理、熱処理等）、酵素的、微生物的（たい肥化、発酵等）処理を施してもよいこと。これらの処理が尽きた場合に

限り、化学的処理をキャリアー及びバインダーの抽出目的にのみ検討することができる

1.1.4.5 有機農産物 JAS 規格の例外規程

以下の事項は、判断基準の原則からすれば不適合であるが、例外として認められている。(農水省 Q&A 問 16-4)

(1) 組み換え DNA 技術を用いたものが不分別であっても認められること

別表 1 の以下の資材にあつては、原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合には、不分別であっても認められる。

- ・植物及びその残さ由来の資材
- ・発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材
- ・食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材
- ・発酵した食品廃棄物由来の資材
- ・油かす類

(2) 化学合成でも認められる資材

別表 1 の以下の肥料及び土壌改良資材は、化学合成であっても認められる。

硫黄、塩化カルシウム、消石灰、微量元素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩

(3) 有機溶剤による油の抽出

別表 1 で「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」との条件のつく資材のなかで、以下の資材にあつては「有機溶剤による油の抽出は除く」とされ、ノルマルヘキサンなどによる抽出があつても認められる。

食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材
油かす類

(4) 海水から塩をつくる工程及び塩化加里が副生される工程における加工助剤

塩化ナトリウム及び塩化加里については、「海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの」とされているが、使用が不可欠な加工助剤については化学合成であっても認められる。

(5) 確認を除外するもの

輸入大豆、小麦（ふすま）のポストハーベスト

(6) 輸入の蒸製骨粉の燻蒸

(7) 培地、基剤及び担体

発酵促進剤、資材の構成原料、直接散布する微生物資材等に使用する 微生物の培地については、遺伝子組換えでないこと、化学合成された物質及び化学処理された物質を使用しないことが必要である。ただし、原材料として使用する菌の初期の種菌を培養する培地については、製品への移行がごくわずかな範囲にとどまり当該製品の成分の含有量や効果に影響を及ぼさないものについては、特に培地について制限はないものとする。

(8) 食品衛生のために不可欠の処理がされたもの

次亜塩素酸ナトリウムにより洗浄・殺菌された卵の殻は、使用することができる。

1.1.4.6 原材料の製造工程の確認の必要のないもの

別表 1 の資材分類別の条件に、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」が記載されていないものについては、原材料の製造工程を確認する必要のないものがある。例えば下記については、その資材ができあがるまでの由来の確認は不要とする。

- 植物及びその残渣由来の資材を使用する際の、植物の栽培方法。
- 家畜排せつ物由来の堆肥を使用する場合の、排せつ物の以前の家畜の生産方法(すなわち家畜の飼料、健康管理のための投与物など)。
- 家畜排せつ物由来の堆肥の原料で排せつ物と同時に回収される敷料(但し、異物混入の可能性が高いため建築廃材に由来する敷料を使用していないことを確認すること。)

1.1.5. 表示

有機農産物 JAS 規格は、有機農産物の生産の基準を定めたものであり、肥料や農薬に「有機 JAS 適合肥料」、「JAS 認証農薬」等と表示することは、間違いであり、かつこれら資材が JAS 規格により格付されたものと誤解されるため避けること。肥料や農薬等の資材が有機 JAS 規格で使用可能であることを表示する場合は、当該資材が有機 JAS 規格の別表等の基準に適合していることを十分確認した上で、「有機農産物 JAS 規格別表 1 適合資材」、「有機 JAS 使用可能農薬」等とすること。

また、根拠のない効果・効能は謳わないこと。肥料法では、虚偽の表示を禁止している。

1.1.6 放射性物質

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材等については、暫定許容値が設定されているので、資材メーカーは留意すること。

- 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について <http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/supply.html>

1.1.7 関連法規制の遵守

肥料法は、これを遵守していること。肥料法に違反する資材は、不可。

1.1.8 疑義資材

農薬的効果をもつもの及び農薬的効果を謳って販売し、疑義資材にあたるものは、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来していても不可。

1.2. 別表 1 の対象資材における個別判断手順書

1.2.1. 植物及びその残さ由来の資材

例：稲わら、もみ殻、落ち葉、剪定枝、精米工場から出る生米糠、くず大豆

資材分類		植物及びその残さ由来の資材
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・ その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>① この項で想定している資材としては、ほぼ植物そのもの、残渣そのものに近い形態のもの及びそれらをたい肥化したものとし、木酢液や植物の抽出液のような加工を施しているものについては、「その他の肥料及び土壌改良資材」で読むこととする。</p> <p>② 原則として原材料の製造(植物の生産工程)は問わない。例えば、栽培された草木を原材料として使用する場合、それが慣行農法由来であっても構わない。</p> <p>③ 「別表 1 基準」により、植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであることを確認する必要がある。</p> <p>④ この項、組換え DNA 技術の使用については、1.1.4.5 項で示した通り、経過措置により「原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合」を条件として、組換え DNA 技術の有無は問われない。</p>
きのこの廃菌床		<p>菌床製造に使用された資材についても、以下の情報を確認した上で判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オガコ、チップはこの項(植物由来の資材)の基準を満たしているか。 ・ 菌床として利用される過程で、薬剤など化学合成物質による殺菌処理がなされていないか。(一般に、培地の殺菌は蒸気殺菌がなされるが、ヒラタケ(商品名はシメジで扱われている場合が多いので注意)の菌床栽培において、登録された殺菌剤があるため、特にヒラタケの菌床を使用する場合に確認を行う。 ・ 栄養剤は別表 1 に掲載された資材であるか。
きのこの廃ほだ		<p>原木栽培きのこの廃ほだを使用する場合、ほだ木がこの項(植物由来の資材)を満たしていること。</p> <p>きのこの栽培を促す目的で、栽培時に尿素・硫安等を混入した水に浸漬する場合があるが、これについては栽培中の行為のためと考え問わない。</p> <p>植菌時の封ろうのためにプラスチックが使用されている場合は、これを除去したものであること。</p>

1.2.2. 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材

例：牛ふん、豚ふん、鶏ふんなど家畜や家きんの排せつ物由来のもの

資材分類		発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・ その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること
確認の手順及び確認時の注意点		<p>① 「別表 1 基準」の記載事項の意味することは、人糞由来を禁止するということ。（Q&A 参照）</p> <p>② 排せつ物となって以降の、収集、運搬、発酵・乾燥・焼成等の工程において、化学物質の添加は認められない。排せつ物を外部から導入する場合は、畜産農家に対して、凝集促進材、殺虫剤等の使用がされていないかの確認を行う。</p> <p>③ 敷料の取扱いについて 排せつ物と同時に回収される敷料については、建築廃材を原材料としていないことを確認する。（建築廃材に由来する敷料に含まれる釘、プラスチック破片、塗料が付着したベニヤ破片などによって、土壌が悪化すること及び接着剤、防腐剤、殺虫剤、塗料などが混入することを防止するため。）</p> <p>④ 家畜・家きんの飼料・薬剤等について 牧草・濃厚飼料原材料の栽培方法、遺伝子組換えの有無、抗生物質、合成抗菌剤、飼料添加物等については、確認しない(組換え原料や抗生物質が添加された飼料で飼育された家畜等の排せつ物でも使用可である)。</p> <p>⑤ 生産行程管理者による処理 生産行程管理者が、外部から家畜排せつ物を導入してのち、自ら追加で木材を添加する場合は、その木材に化学的処理がされていないことを確認しなければならない。建築廃材由来木材の添加も認められない。 *たい肥製造過程等、製造過程で投入するおが粉、木材チップ、もみ殻などについては、植物及びその残渣由来の資材の条件に適合すること。</p> <p>⑥ この項、組換え DNA 技術の使用については、<u>1.1.4.5</u>で示した通り、経過措置により「原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合」を条件として、組換え DNA 技術の有無は問われない。</p> <p>⑦ 家畜の排せつ物については、人畜共通の病原菌や雑草の種子の死滅をはかるように、一定の発酵温度を経過し、堆肥化したものを推奨する。生ふん尿は、発酵、乾燥、焼成していないのでこの項において不適合と判断する。</p>
加工家きんふん肥料（肥料登録され		家きんふんに硫酸等を混ぜて火力乾燥したものは不適合

ているもの)	
微生物（堆肥等の発酵促進の目的で使用される）	<p>① 堆肥等の発酵促進の目的で使用する微生物を得るために、目的の微生物以外の雑菌を紫外線照射で殺菌することは、物理的方法であるため可能。</p> <p>②発酵促進剤に使用する 微生物の培地については、遺伝子組換えでないこと、化学合成された物質及び化学処理された物質を使用しないことが必要である。ただし、原材料として使用する菌の初期の種菌を培養する培地については、製品への移行がごくわずかな範囲にとどまり当該製品の成分の含有量や効果に影響を及ぼさないものについては、特に培地について制限はないものとする。</p>

1.2.4 油かす類（新設）

なたね油粕、大豆粕、脱脂米糠、カポック油粕など油を搾った粕

資材分類		油かす類
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること
確認の手順及び確認時の注意点		<p>① 油を搾る工程の副産物であるので、原料から搾油する工程を確認すること。</p> <p>② ノルマルヘキサンなどの有機溶剤を使用して抽出した油の粕であっても認められる。</p> <p>③ 組換え DNA 技術の使用については、経過措置により「原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていない資材に該当するもの入手が困難である場合」を条件として、組換え DNA 技術の有無は問われない。</p>

1.2.5. 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材

例：フェザーミール、おから、コーンスターチ、ふすまなど食品や繊維工場の残さ、副産複合肥料又は副産加里肥料として登録されたパームアッシュ

資材分類		食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること

確認の手順及び 確認時の注意点	<p>① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。</p> <p>② 組換え DNA 技術の使用については、経過措置により「原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合」を条件として、組換え DNA 技術の有無は問われない。なお、この項に該当する原材料(例えば組換え不分別の菜種粕)を「その他の肥料及び土壌改良資材」の項で読む場合は、組換え DNA 技術の有無が問われるので注意。</p>
エタノール(食品)	<p>① 化学合成のエタノールは認められない。</p> <p>② 製造工程での発酵助剤を使用しているものは認められない</p> <p>③ 製造工程において、化学的処理がなければよく、原材料の遺伝子組換えについて確認は不要(経過措置の適用)。</p>
焼酎(食品)	<p>① 合成の焼酎は認められない。</p> <p>② 製造工程での発酵助剤を使用しているものは認められない</p> <p>③ 製造工程において、化学的処理がなければよく、原材料の遺伝子組換えについて確認は不要(経過措置の適用)。</p>
焼酎廃液や発酵粕	発酵促進剤として化学合成物質が添加されているものは認められない。
とうもろこし浸漬 液肥料(コーン スターチブリーカー)	コーンスターチを製造する際にとうもろこしを亜硫酸液で浸漬したものを発酵・濃縮したものは不適合。
コーンスターチ (未発酵)	製造工程を確認し、工程で亜硫酸浸漬の行われているものは不適合。
コーン焼成灰	コーンスターチの製造の副産物であるので、その製造工程を確認し、工程で亜硫酸浸漬の行われているものは不適合。
食品工場からのフ ェザーミール	製造工程を確認し、酸処理を行ったものは不適合。加圧、加熱など物理的方法で羽を粉碎したものは適合。
石灰処理肥料(特 殊肥料)	焼酎廃液に生石灰を混合させた資材(特殊肥料のうち石灰処理肥料に該当する)を認める。
乾燥菌体肥料	凝集材を使用したものは不適合
おから(未発酵)	<p>おからの原材料大豆の組み換え DNA 技術の使用の有無は経過措置により、問わない。化学的に合成された消泡剤を使用した生のおから及び発酵過程を経ないオカラ(例えば豆腐粕乾燥肥料)を直接畑に施用することは、現行規格では不適合。</p> <p>(注) おから(発酵)については、「1.2.7.発酵した食品廃棄物由来の資材」を参照。</p>
豆腐粕乾燥肥料	原料のおからが産生される豆腐の製造工程で消泡剤が使用される場合は、このまま使用することができない。発酵した場合には食品廃棄物由来の資材を発酵させた場合に該当するのでたい肥の原料などには消泡剤を使用したものであっても使用することができる。豆腐粕乾燥肥料を指定混合肥料として使用する場合には、発酵を経ないので、消泡剤の使用がないことの確認が必

	要。
輸入小麦・ふすま ・大豆等	海外から輸入する小麦やふすま、大豆等については、収穫後にポストハーベスト農薬の使用の可能性がゼロとはいえないが、調査に困難を伴うと考えられるので、確認は不要とする。
黒砂糖	「1.2.38.製糖産業に由来する資材」の項で評価する。但し、食品廃棄物に相当し発酵させて使用する場合は、「1.2.7.発酵した食品廃棄物由来の資材」の項で評価する。
糖蜜	「1.2.38 製糖産業に由来する資材」の項で評価する。
ぶどう糖	この項、又は食品廃棄物に相当し発酵させて使用する場合は、「1.2.7.発酵した食品廃棄物由来の資材」の項で評価する。
卵の殻	食品工場でたまごを洗浄する際に使われる次亜塩素酸ナトリウムは問わない。
繊維工場からの資材	繊維工場での化学的処理は認めない。

1.2.6. と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材

例：骨粉、魚かす、カニガラ、エビガラなど甲殻類肥料粉末、カイガラ

資材分類		と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること
確認の手順及び 確認時の注意点		<ol style="list-style-type: none"> ① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 ② おおもとから確認すること。魚粕などは、荒粕からではなく、魚のアラや魚の残渣から始まって製品の魚粕になるまでの工程を確認する。 ③ 配合肥料の原材料として、この項に該当するものが使用されていることが多いが、その場合、個々の配合肥料の原材料について、その状況を調査し、評価する。
骨粉		輸入の蒸製骨粉の場合、輸入時の燻蒸の可能性はあるが、輸入品の燻蒸処理は問題視しない(農水省「はじめての人のための有機 JAS 規格」参照)
蒸製皮革粉		蒸製皮革はすべて不適合。 (物理的になめす場合でも、必ず事前に化学的処理が施されるため)
魚廃物加工肥料		魚廃物を泥炭に吸着させたものは、肥料目的で使用する場合に限り適合とする(ただし、泥炭に化学的処理がないことの確認が必要)。
副産動物質肥料		なめし皮製造業由来のものは不適合。
魚粉・魚粕・フィッシュソリュブル		魚かす粉末が使用されている場合、肥料用、飼料用のいずれの場合も以下を確認する。 ・抗酸化材として化学合成された物質(エトキシキン等)が混入している場合

	<p>は不適合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィッシュソリュブルの製造工程中に触媒あるいは分解促進等で使用される酵素自身の製剤化の過程における化学処理については問わない。但し、組換え DNA 技術を用いて製造された酵素の使用は不可。
乾血（血粉）	製造段階に凝集材を使用したものは不適合。酸・アルカリ処理したものも不適合。
動物かす粉末類	原材料に、乾血及びその粉末、蒸製皮革粉が使用されているかどうか確認し、上記各項目に従って評価する。

1.2.7. 発酵した食品廃棄物由来の資材

例：生ごみ、食品廃棄物を原料とするたい肥

資材分類		発酵した食品廃棄物由来の資材
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること
確認の手順及び確認時の注意点	<p>① もともとは、生ごみ堆肥のような、食品残渣を使用した堆肥などを想定した項であると考えられるが、食品工場から出る食品の廃棄物も発酵させた場合はこの項目で評価する。なお、食品工場での製造工程で発生し、食用に供されない副産物(コーン焼成灰、コーンステイーブリカー)は発酵処理を行ったものであっても、「1.2.5 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」の項で読む。</p> <p>② 上記の規定から、使用原材料をみて食品廃棄物以外のものが含まれていないかどうか、製造工程図をみて確認する。</p> <p>③ 食品を発酵させたものはこの項で読む。</p> <p>④ 原材料の由来に関する追加基準がないので、原材料の製造工程(化学合成添加物等の使用の有無)までは問わない。</p> <p>⑤ 組換え DNA 技術の使用については、1.1.4.2 で示した通り、経過措置により「原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合」を条件として、組換え DNA 技術の有無は問われない。</p>	
コーンスターチ（発酵）	亜硫酸処理工程を経て産出されたコーンスターチを発酵させた場合は、この項で適合性を評価する。	
おから（発酵）	<p>おからを発酵させて使用する場合は、この項で適合性を評価する。</p> <p>おからの原材料大豆の遺伝子組換えの使用有無は経過措置により問わない。原材料の製造工程までは問われないので、化学的処理(例えば消泡剤の使用)の有無は問わない。なお、化学的に合成された消泡剤を使用したおからを生そのままの直接畑に施用することは、不適合。</p> <p>(注) おから（未発酵）については「1.2.5 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」を参照。</p>	

1.2.8. バーク堆肥

資材分類		バーク堆肥
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・ その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること
確認の手順及び確認時の注意点		<p>① 木材の生産段階で使用された資材について確認する必要はないが、当該植物の刈取り後または伐採後に化学的処理を行った木材を原材料に用いているものは不適合とする。</p> <p>② 製造工程において腐熟促進材について確認し、尿素・硫安を使用しているものは不適合。腐熟促進材として、鶏糞、牛糞などが使用できる（この場合、発酵、乾燥又は焼成して排泄物由来の資材の基準に適合すること）。</p>

1.2.9. メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く）

資材分類		メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・ その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
確認の手順及び確認時の注意点		<p>① 原料にし尿を含む場合は、食用作物の可食部分に使用しないこと。</p> <p>② 「可食部分に使用しないこと」とは、地上部を食用にする農産物に直接散布しないことをいう。</p> <p>③ ①および②については、認証生産行程管理者と登録認証機関において慎重に判断すること。</p> <p>④ 凝集促進材の使用は不可とする。</p> <p>⑤ 汚泥肥料でないこと（肥料登録のあるものも不可）。</p> <p>⑥ メタン発酵過程を終えていることを確認すること。</p> <p>⑦ 自家製以外は、製造工程書類により上記を確認すること。また自家製品についても、同様の記録を確認すること。</p>

1.2.10. グアノ

資材分類		グアノ
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・ その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの

	別表1基準	なし
確認の手順及び 確認時の注意点		特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。

1.2.11. 乾燥藻及びその粉末

資材分類		乾燥藻及びその粉末
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表1基準	なし
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>① 特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。</p> <p>② 海藻を酸処理してアルギン酸を抽出した残さは、不適合。</p>

1.2.12. 草木灰

資材分類		草木灰
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表1基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。</p> <p>② 原材料となった草木の生産段階で使用された資材について確認する必要はないが、当該植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないことを条件とする。</p>
塵芥灰		特殊肥料には草木灰として塵芥灰がある。これは、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの」にあたらぬ。

1.2.13. 炭酸カルシウム

資材分類		炭酸カルシウム
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表1基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む）であること
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。</p> <p>② 製造工程及び造粒材の有無を確認する(造粒材は製造工程の中で造粒工程がある場合に確認する)。造粒材は、「肥料の造粒材及び固結防止</p>

材」の基準に適合すること。
③ 貝化石、サンゴ化石の粉碎物などカルシウム系資材は、この項の基準で評価する。

1.2.14. 塩化加里

資材分類		塩化加里
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	天然鉱石を粉碎又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること
確認の手順及び確認時の注意点		<p>① 上記基準があるので、原材料と製造工程を確認し、上記基準を満たすことを確認。</p> <p>② イオン交換膜を使用した精製法においてイオン交換膜への析出物を防止するために添加される塩酸、海水の殺菌のために添加される次亜塩素酸ナトリウム等、使用が不可欠な加工助剤（注）については使用が認められる(農水省 Q&A16-8 参照)。</p>

注：加工助剤については、例えば以下のようなものがある。

海水の殺菌剤、殺菌剤の残存の防止及び中和などに使用される薬剤、製造工程での消泡剤、スケール防止剤

1.2.15. 硫酸加里

資材分類		硫酸加里
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
確認の手順及び確認時の注意点		上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。

1.2.16. 硫酸加里苦土

資材分類		硫酸加里苦土
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	天然鉱石を水洗精製したものであること
確認の手順及び		① 上記天然鉱石であるかがわかる製造工程を入手し、確認する。天

確認時の注意点	<p>然の硫酸加里苦土鉱石を精製したものを認める。</p> <p>② 硫酸加里苦土には、</p> <p>(a)硫酸加里苦土の天然鉱石（ラングバイナイト鉱石など）を採掘し精製して作られるもの。</p> <p>(b)塩化加里とキーゼライト（硫酸苦土）を混合し、ふたつのもつ性質を作用し化学反応させてつくられたものの大きく2種類があるが、別表1の硫酸加里苦土の個別基準は、「天然鉱石を水洗精製したものであること」とされていることから、上記の(b)は、この基準に不適合。</p>
---------	---

1.2.17. 天然りん鉱石

資材分類		天然りん鉱石
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表1基準	カドミウムが五酸化リンに換算して 1kg 中 90mg 以下であるものであること
確認の手順及び確認時の注意点		上記条件について、カドミウムの含有量についての説明文書入手して確認を行う。

1.2.18. 硫酸苦土

資材分類		硫酸苦土
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表1基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること
確認の手順及び確認時の注意点		<p>① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。</p> <p>② 天然鉱石由来の原材料について、キーゼライトについては、分離精製過程の静電気分離は物理的な方法とみなし、認める。(静電気による分離は、直接の電気分解と考えない)</p> <p>③ 海水から硫酸苦土を製造した後の工程で、臭素を回収することは問わない(硫酸苦土の製造途中でフッ素ガスを吹きかけて臭素を固定化する工程を経ているものは不適合)。</p>

1.2.19. 水酸化苦土

資材分類		水酸化苦土
基準	本則基準	・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの

		・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	天然鉱石を粉砕したものであること
確認の手順及び 確認時の注意点		上記天然鉱石であるかがわかる製造工程を入手し、確認する。

1.2.20. 軽焼マグネシア

資材分類		軽焼マグネシア
基準	本則基準	・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	なし
確認の手順及び 確認時の注意点		特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。

1.2.21. 石こう(硫酸カルシウム)

資材分類		石こう(硫酸カルシウム)
基準	本則基準	・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること
確認の手順及び 確認時の注意点		上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。

1.2.22. 硫黄

資材分類		硫黄
基準	本則基準	・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	なし
確認の手順及び 確認時の注意点		当該資材は、化学合成であっても認められる。また、特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。

1.2.23 生石灰(苦土生石灰を含む)

資材分類		生石灰(苦土生石灰を含む)
基準	本則基準	・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの

	別表 1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること
確認の手順及び 確認時の注意点		上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。

1.2.24 消石灰

資材分類		消石灰
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・ その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	<p>前記生石灰に由来するものであること。</p> <p>(注：生石灰－天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。)</p>
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>① 当該資材は、化学合成であっても認められる。</p> <p>② 製造工程と原材料の製造工程を入手し、上記基準を満たすかどうかについて判断する。</p>

1.2.25. 微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）

資材分類		微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・ その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>① 当該資材は、化学合成であっても認められる資材である。資材そのものは、微量元素単体でなく、硫酸亜鉛などの形で使用される。ただし、微量元素以外の化学合成物質を含むものは、認められない。</p> <p>② 微量元素については、品質規格書（製品仕様書など成分内容と製造方法が明記されているもの）などでも判断することができる。</p> <p>③ 上記の追加基準は、資材の適合可否判断でなく、栽培管理上の基準であるので、生産行程管理者の管理方法の中で確認する。なお、マグネシウムは微量元素に含まないので注意。</p>

1.2.26 岩石を粉砕したもの

資材分類		岩石を粉砕したもの
基準	本則基準	・ 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの

		・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により、土壌等を汚染するものでないこと
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。</p> <p>② 上記由来基準後段の「含有する有害重金属…」の規定に関する確認方法は、資材メーカーからの説明文書などを入手し判断する。</p> <p>③ 有害重金属その他の有害物質とは、「農用地の土壌の汚染防止法」に定められているもの及び肥料公定規格で有害成分とされているもの。 カドミウム及びその化合物 ヒ素及びその化合物 銅及びその化合物 ニッケル、クロム、チタン、鉛、水銀</p>

1.2.27 木炭

資材分類		木炭
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。</p> <p>② 原材料の木の生産段階において使用された資材について確認する必要はないが、当該植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないことを条件とする。</p> <p>③ 建築廃材由来の木炭は、不適合。</p> <p>③ 自家製の木炭についても同様に評価する。</p>

1.2.28 泥炭

資材分類		泥炭
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。</p> <p>② 上記後段に目的による制限がある。この制限は、コーデックスガイドラ</p>

インにおいて制限されているものであり、天然資源の枯渇を考慮しての規制となっている。規格の解釈としては、土壌改良資材としての使用は育苗用土としての使用に限るが、肥料としての使用は限定されていないと考える。この目的の制限は、資材の適合可否判断でなく、栽培管理上の基準であるので、各登録認証機関は生産行程管理者の管理方法の中で確認する。

- ・肥料原材料としての使用は可能(例：ぼかし肥の原材料にするなど)
- ・融雪剤として使用することは認められない。(3.1.2.(8)参照)

1.2.29. ベントナイト、パーライト、ゼオライト、バーミキュライト、けいそう土焼成粒

資材分類		ベントナイト、パーライト、ゼオライト、バーミキュライト、けいそう土焼成粒
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
確認の手順及び確認時の注意点		上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。濾過材として使用された廃珪藻土については、けいそう土焼成粒には該当しない。

1.2.30 塩基性スラグ

資材分類		塩基性スラグ
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	トーマス製鋼法により副生するものであること
確認の手順及び確認時の注意点		<p>① この項目で対象となるのは、国内産の塩基性スラグではなく、別表 1 基準に記載のとおり国内では生産されていないトーマスリン肥である(農水省「はじめての人のための有機 JAS 規格」参照)。</p> <p>② 当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。</p>

1.2.31 鉍さいけい酸質肥料

資材分類		鉍さいけい酸質肥料
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの

	別表 1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
確認の手順及び 確認時の注意点		① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 ② 電気炉由来の場合はスクラップ原料の使用の有無について確認する（使用の場合は不可）。

1.2.32 よう成りん肥

資材分類		よう成りん肥
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・ その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して 1kg 中 90mg 以下であるものであること。
確認の手順及び 確認時の注意点		① 上記由来基準に従い、原材料の製造工程を含む情報を入手し、確認する。 粉状、砂状、粒状、球状があり、その形状にする製造工程を確認する必要がある。 ② 上記後段の基準について、上記を証明する説明文書を入手する。

1.2.33 塩化ナトリウム

資材分類		塩化ナトリウム
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・ その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
確認の手順及び 確認時の注意点		① 上記基準があるので、原材料と製造工程を確認し、上記基準を満たすことを確認。 ② イオン交換膜を使用した精製法においてイオン交換膜への析出物を防止するために添加される塩酸、海水の殺菌のために添加される次亜塩素酸ナトリウム等、使用が不可欠な加工助剤（注）については使用が認められる（農水省 Q&A 問 16-8 参照）。 注：加工助剤については例えば以下のようなものがある。 海水の殺菌剤、殺菌剤の残存の防止及び中和などに使用される薬剤 製造工程での消泡剤、スケール防止剤

1.2.34 リン酸アルミニウムカルシウム

資材分類		リン酸アルミニウムカルシウム
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	カドミウムが五酸化リンに換算して 1kg 中 90mg 以下であるものであること
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>① 当該資材は、化学合成であっても認められる資材である。</p> <p>② また、特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。</p> <p>③ 上記カドミウムの基準について、上記を証明する説明文書を入手する。</p>

1.2.35 塩化カルシウム

資材分類		塩化カルシウム
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	なし
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>① 当該資材は、化学合成であっても認められる資材である。</p> <p>② また、特段の追加基準がないので、当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。</p>

1.2.36 食酢

資材分類		食酢
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	なし
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>① 化学合成された食酢も認められているため、合成酢であっても使用が許可される。</p> <p>② 当該資材の製造工程図を入手し、判断基準に基づいて判断を行う。</p> <p>③ 遺伝子組換えについて、原材料が遺伝子組換え確認作物対象品目に該当する原材料（1.1.4.2① 参照）である場合は、遺伝子組換え作物由来でないことを確認する。</p>

1.2.37 乳酸

資材分類		乳酸
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの

		上記に同じ（記載省略）
	別表 1 基準	植物を原材料として発酵されたものであって、育苗用土等の pH 調整に使用する場合に限ること。
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>① 原材料が植物であること、発酵工程であることが確認可能な資料を入手し、確認する。</p> <p>② 「別表 1 基準」後段に目的による制限がある。資材の適合可否判断でなく、栽培管理上の基準であるので、生産行程管理者の管理方法の中で確認する。</p> <p>③ 遺伝子組換えについて、原材料の由来を確認し、遺伝子組換え技術を用いた可能性のある農産物の場合は、遺伝子組換え作物由来でないことを確認する。分別管理されたもののみを使用していることを要求する。</p>

1.2.38. 製糖産業の副産物

資材分類		製糖産業の副産物
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・ その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	なし
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>① この項の製糖産業とは、さとうきび、甜菜から製糖することを指す。</p> <p>② 製糖産業の副産物とは、糖蜜・糖・廃糖蜜・バガス・石灰乳等のことを指す。イースト菌の培養に使用された後の廃糖蜜も含める(農水省「はじめての人のための有機 JAS 規格」参照)。</p> <p>③ イースト菌の培養に使用された後の廃糖蜜をさらに化学処理したものは、上記範囲に含まない。</p> <p>④ 砂糖の原料が甜菜の場合は、遺伝子組換え由来でないことの確認が必要。</p> <p>⑤ 製糖産業の副産物については、そのもとの砂糖の製造工程における化学的処理については問わない。その副産物を回収してから、廃糖蜜として資材化するまでの段階を本則に照らして判断する。</p>
ぶどう糖		ぶどう糖はコーンスターチ等のでん粉から作られるため、この項ではなく、「1.2.3 食品工場由来の資材」又は、廃棄されたもので発酵させたものは「1.2.7.発酵した食品廃棄物由来の資材」で判断する。
製糖産業由来以外 の糖蜜及び廃糖蜜		製糖産業以外から産出される廃糖蜜は、この項ではなく「1.2.5.食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」の項で判断する。

1.2.39 肥料の造粒材及び固結防止材

資材分類		肥料の造粒剤及び固結防止剤
基準	本則基準	・ 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの

		<ul style="list-style-type: none"> ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	<p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩（リグニンを含む）に限り使用することができる。</p>
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>① この資材は、単独資材として使用されるものではない。</p> <p>② 肥料の製造工程に、造粒や固結防止目的の材料の使用がある場合はこの基準を適用する。とくに、肥料が粒材の場合は造粒方法や材料を必ず確認すること。</p> <p>③ 前段に「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること」の条件があるので、天然物質由来のものは肥料の造粒材及び固結防止材として使用可能である。</p> <p>④ リグニンスルホン酸塩を使用している場合は、理由を確認すること。</p>

1.2.40 その他の肥料及び土壌改良資材

資材分類		その他の肥料及び土壌改良資材
基準	本則基準	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの ・その原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないもの
	別表 1 基準	<p>① 使用目的と使用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施されるもの（生物を含む） ・植物の栄養に供することを目的として植物に施されるもの（生物を含む） <p>② 原材料由来</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。）</p> <p>③ 認められない効果</p> <p>病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。</p> <p>④ 使用にあたっての条件</p> <p>ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。</p>
確認の手順及び 確認時の注意点		<p>この分類「その他資材」として認める場合には、次の手順で行う。</p> <p>① まず、他の資材と同様、原材料の由来と、肥料の製造工程を確認し、他の資材と同様の基準で判断する。</p> <p>② 上記別表 1 基準の②のうち、「燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化」は</p>

	<p>化学反応に該当するが、これらはその他資材を評価する際には認められるものとして挙げられている。</p> <p>③ 上記別表 1 基準の③は、農薬とみなされないことを意味している。従って、登録農薬、特定防除資材を別表 1 で使用してはならない。但し、特定防除資材で審議中の資材については「防除効果を有することがまだ明らかではない」という考え方により、この項で読むことが可能である。</p> <p>④ 上記別表 1 基準の①と④は、資材の適合可否判断でなく、栽培管理上の基準であるので、生産行程管理者の管理方法の中で確認する。</p> <p>⑤ 原材料が組換え DNA 技術を使用していないかの確認を行う(他の項で確認不要とされる同じ原材料であっても、本項では必要となるので注意)。</p> <p>⑥ 製造工程での抽出、溶解</p> <p>抽出に使用する溶媒が何かを確認する。抽出方法について、水抽出、木酢液などによる抽出、発酵による抽出、醸造されたエタノールでの抽出のみを認める。溶媒が不明な場合は不適合扱いとする。</p> <p>カルシウム系資材の吸収性を向上させる目的で溶解させる場合、天然物質もしくは化学処理を行っていない天然物質及び食酢が認められる</p>
植物抽出液	<p>① 原材料と製造工程について次の内容を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料名 ・ 原材料の原産地 ・ 原液製造工場名と所在地 ・ 製造工場の他の農薬類との並行生産があるか確認し、ある場合は、コンタミ防止が適切に図られていること。 ・ 原材料工場の所在する国で使用されている残留農薬の検査をしているか(分析結果報告書の提出) <p>② 抽出方法について</p> <p>抽出に使用する溶媒が何かを確認する。抽出方法について、水抽出、木酢液などによる抽出、発酵による抽出、醸造されたエタノールでの抽出のみを認める。溶媒が不明な場合は不適合扱いとする。</p> <p>③ その他</p> <p>魚毒性のあるものは使用にあたって注意をするなどの条件をつける。</p>
木酢液	<p>①原料の木材が伐採後化学処理されたものでないこと。</p> <p>②工程に乾留以外の化学処理がないこと。</p> <p>③工程において、静置、濾過など工程を含み、タール等の有害物質を含む成分が除去されていること。</p>
原材料として添加する酵素	<p>酵素の製造工程における化学的処理については問わない。</p> <p>(注) 商品名に「○○酵素」と記載しているものは、厳密には酵素にあらず、微生物資材など別の分類に該当するものが多いので注意</p>
微生物資材(ほ場や作物に直接使用)	<p>微生物の培地については、遺伝子組換えでないこと、化学合成された物質及び化学処理された物質を使用しないことが必要である。ただし、原材料とし</p>

する場合)	て使用する菌の初期の種菌を培養する培地については、製品への移行がごくわずかな範囲にとどまり当該製品の成分の含有量や効果に影響を及ぼさないものについては、特に培地について制限はないものとする。
-------	---

第 2 章 農薬（別表 2）及び収穫後の施設で使用される薬剤（別表 4）

2.1. ほ場又は栽培場における有害動植物の防除目的で使用される資材（農薬（別表 2））の適合性判断基準

2.1.1. 有機 JAS 規格に規定されている内容

別表 2 に該当する資材の使用は、本則に記載された下記内容を遵守したうえで使用する必要がある。

生産の方法（第 4 条）－有害動植物の防除の項

耕種的防除（※1）、物理的防除（※2）、生物的防除（※3）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表 2 の農薬（組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）に限り使用することができる

※1：作物及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。

※2：光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）若しくはプラスチックマルチ（使用後に取り除くものに限る。）を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。

※3：病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。

以下、2.1.2 及び 2.1.3 については、やむを得ない場合に使用する、防除資材についての評価基準として記載する。

2.1.2. 別表 2 の防除資材の使用にあたっての判断基準

2.1.2.1. 作物への適用登録及び農業使用基準

別表 2 のリストは、農薬取締法に基づく登録農薬であることを前提としている。使用にあつ

ては当該作物が適用作物であることを確認すること（ただし、食酢、重曹及び同一都道府県内で生息する天敵は、特定防除資材に指定されているのでこの限りではない）。また農薬には農薬使用基準が定められているので遵守しなければならない。遵守義務の基準は以下のとおり。

- 適用のある作物以外に使用しないこと。
- 使用量の規制のある農薬は、規制量を超えて使用しないこと。
- 希釈倍率の規制のある農薬は、定められた希釈倍率を下まわって（濃い濃度で）使用しないこと。
- 定められた使用時期を守ること。
- 成分ごとの総使用回数を守ること（種苗期の使用を含む）。

登録農薬の適用作物については、下記のホームページを参照のこと。

■農薬登録における適用作物名について

<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/sakumotuhyou.htm>

■「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用についての別表 1

<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/3986/3986号別表1.pdf>

2.1.2.2.有機農産物の生産において使用することがやむを得ないとされる化学合成農薬

有機 JAS 規格では有機農産物の生産の原則として、化学的に合成された肥料や農薬の使用を避けることを基本としているが、使用することがやむを得ない化学合成農薬として、以下の農薬について有効成分が化学合成されたものでも使用が認められている。

硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、還元澱粉糖化物液剤、食酢、水和硫黄剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、天敵等生物農薬・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、磷酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤

2.1.2.3. 「組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く」について

2005 年当初このことは、当該農薬の製造工程において組み換え DNA 技術を用いていないことと解釈されてきたが、現在は肥料及び土壌改良資材の場合同様、原材料の生産段階から組み換え DNA 技術をもちいたものでないこととされる。なたね油乳剤、調合油乳剤など原料が対象農産物の場合には、組換え DNA 技術を用いたものでないことの確認が必要となる。

2.1.2.4 基準欄に条件のある資材（別表 2）

以下に記載する農薬については、別表 2 にて、使用にあたっての個別の基準が定められている。

農薬(別表 2)	基準
①除虫菊乳剤及びピレトリン	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブト

乳剤	キサイドを含まないものに限ること。
②メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
③硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
④生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
⑤性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
⑥展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
⑦二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
⑧ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
⑨炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。

[上記農薬の注意点]

- 除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤
共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないことを確認することが必要。通常この成分は農薬の成分表示には記載されないことが多いので、別途確認する必要がある。
- メタアルデヒド粒剤
メタアルデヒド粒剤には、ナメクジ対策及び水稲のスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）等への対策の農薬がある。有機 JAS 規格では、ナメクジ対策などに使用する場合は捕虫器（流出しないような容器）に入れて使用することが条件となっている。水稲のスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）の防除などで本剤を散布して使用する場合もあるが、規格ではこのような使用を認めていないので、注意すること。
- 硫酸銅及び生石灰
これらの農薬は、ボルドー剤調製用として併用して使用する場合に限り、使用が認められている。単体での使用は認められていない。
- 性フェロモン剤
性フェロモン剤には、以下のようなものがある。（平成 28 年 4 月 1 日現在）
 - 誘引効果があるもの
 - オキメラノルア剤（98%製剤）
 - キュウルア液剤
 - ケルキボルア剤
 - サキメラノルア剤
 - フォールウェブルア剤
 - リトルア剤
 - 交尾阻害効果があるもの
 - アリマルア・オリフルア・トートリルア・ピーチフルア剤
 - アルミゲルア・ウワバルア・ダイアモルア・ビートアーミルア・リトルア剤
 - アルミゲルア・ダイアモルア剤
 - インフェルア剤
 - オキメラノルア剤（96.5%製剤）

オリフルア剤
オリフルア・トートリルア・ピーチフルア剤
オリフルア・トートリルア・ピーチフルア・ピリマルア剤
コッシンルア剤
シナンセルア剤
ダイアモルア剤
トートリルア剤
ピーチフルア剤
ビートアーミルア剤
ブルウェルア・ロウカルア剤
マシニッサルア剤
メチルオイゲノール剤
リトルア剤

・ケイソウ土粉剤

この農薬の使用方法として、玄米又は麦類の穀粒に定められた濃度で混和する方法もあるが、規格ではこうした使用を認めていないので、注意すること。

2. 1. 2. 5. 天敵等生物農薬

有機 JAS 規格別表 2 に記載した資材については、当該規格本則に、「組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く」と基準があるが、現在、別表 2 に記載された資材のうち、組換え DNA 技術を用いて製造される可能性のあると考えられる資材に、「天敵等生物農薬」がある。また、天敵等生物農薬は天敵等の生物や微生物(生菌、死菌の別を問わず)そのものを使用した薬剤のみを該当とし、微生物が産出した物質等を精製、濃縮した薬剤は該当しない(農水省 Q&A 問 17-2 参照)。但し、天敵等生物農薬については、Q&A 問 17-2 により使用可能資材が一覧で掲載されているので、下記に記載されている生物農薬については使用可能なものとして特段の確認を必要としない(令和 2 年 6 月 1 日現在)。

- ・ B T 水和剤 (生菌、死菌を問わない)
- ・ アカメガシワクダアザミウマ剤
- ・ アグロバクテリウムラジオバクター剤
- ・ アリガタシマアザミウマ剤
- ・ イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤
- ・ イサエアヒメコバチ剤
- ・ 非病原性エルビニアカロトボーラ水和剤
- ・ オンシツツヤコバチ剤
- ・ キイカブリダニ剤
- ・ ギフアブラバチ剤
- ・ ククメリスカブリダニ剤
- ・ コニオチリウムミニタンス水和剤

- ・ コレマンアブラバチ剤
- ・ サバクツヤコバチ剤
- ・ シュードモナスフルオレッセンス水和剤
- ・ シュードモナスロデシア水和剤
- ・ スタイナーネマカーポカプサエ剤
- ・ スタイナーネマグラセライ剤
- ・ ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤
- ・ スワルスキーカブリダニ剤
- ・ タイリクヒメハナカメムシ剤
- ・ タラロマイセスフラバス水和剤
- ・ チチュウカイツヤコバチ剤
- ・ チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤
- ・ チャバラアブラコバチ剤
- ・ チリカブリダニ剤
- ・ トリコデルマアトロビリデ水和剤
- ・ ナミテントウ剤
- ・ パーティシリウムレカニ水和剤
- ・ パスツーリアペネトランス水和剤
- ・ ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤
- ・ バチルスアミロリクエファシエンス水和剤
- ・ バチルスシンプレクス水和剤
- ・ バチルスズブチリス水和剤
- ・ ハモグリミドリヒメコバチ剤
- ・ バリオボラックスパラドクス水和剤
- ・ ヒメカメノコテントウ剤
- ・ ペキロマイセステヌイペス乳剤
- ・ ペキロマイセスフモソロセウス水和剤
- ・ ボーベリアバシアーナ剤
- ・ ボーベリアバシアーナ水和剤
- ・ ボーベリアバシアーナ乳剤
- ・ ボーベリアブロンニアティ剤
- ・ ミヤコカブリダニ剤
- ・ メタリジウムアニソプリエ粒剤
- ・ ヤマトクサカゲロウ剤
- ・ ヨーロッパトビチビアメバチ剤
- ・ ラクトバチルスプラントラム水和剤
- ・ リモニカスカブリダニ剤

2.1.3.特定防除資材

(1) 特定防除資材

現在、農薬取締法では特定防除資材として「使用場所と同一の都道府県内（離島にあっては離島内）で採集した天敵（以下「土着天敵」という。）」、「エチレン」、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られたものに限る。）」、「重曹」、「食酢」の5つが規定されている。

「土着天敵」は、有機 JAS 規格本則の生物的防除に該当するので、本則に適合した対策として制限なく使用可能である。「重曹」、「食酢」については、別表 2 に記載があり、かつ特別な基準が記載されていないことから、食酢であれば合成酢であっても使用できる。（但し、食酢に食酢以外を混合した「あわせ酢」は「食酢」に該当しない）

次亜塩素酸水については、別表 2 の場合は特定農薬に該当するものにあたるため、塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるもの限られる。エチレンについては、別表 2 にないため有害動植物の防除を目的に使用することはできない。なおこのことは、エチレンの使用がすぐに農薬の使用にあたるということになるわけではなく、調製用等資材としてエチレンをバナナやキウイフルーツに使用することができる。

(2) 特定防除資材の評価中の資材

有機 JAS 規格においては、特定防除資材になるかどうかの評価中の資材(例：木酢液)は防除目的では使用できないものとされているが、別の効果を目的とした使用については、別表 1 の「その他の肥料及び土壌改良資材」（以下、「その他資材」と記載）で判断する。

別表 1 のその他資材の基準中、「かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。」と記載されているのは、農薬を別表 1 で使用してはいけないが、逆に特定防除資材の評価中の資材は、防除効果が公式に認められていないものであるから、別表 1 で評価してもよいと解釈できる。

2.2. 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理において使用される資材の適合性判断基準

2.2.1.有機 JAS 規格に規定されている内容

生産の方法（第 4 条） ー収穫以後の工程に係る管理の項

2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換え DNA 技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。

3 2の規定にかかわらず、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。この場合において、（1）の資材を使用するときは、農産物への混入を防止しなけれ

ばならない。

(1) 有害動植物の防除目的別表2の農薬、別表4の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く）

(2) 農産物の品質の保持改善目的別表5の調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）

収穫後の工程においても、薬剤を使用しない方法での管理が原則であるが、効果が不十分な場合は、上記のとおり、有機JAS規格別表2の農薬及び別表4の薬剤が使用可能である。別表2の資材のうち、保管施設で使用されることを条件とする資材に、二酸化炭素くん蒸剤、ケイソウ土粉剤（2.1.2.4.参照）がある。別表2の資材は、農薬取締法に準拠した資材であるので、使用にあたって、収穫物に接触することを前提とした資材である。但し、「農産物への混入を防止すること」の規定があるので、ケイソウ土粉末は、使用後除去される必要がある。別表4の薬剤は、施設におけるそ族・昆虫対策のための資材として使用されるものである。これらの資材は、収穫物に接触することは認められない。

食品及び食品添加物、それらを原料として加工したものを有害動植物の防除目的で使用することができる。

2.2.2.主な資材

別表2および別表4に記載されている資材のうち、一般に使用が見かけられるものについて、その確認の方法を以下に記載する。

2.2.2.1.農薬（別表2）

別表2に定められた農薬は、作物の栽培過程で使用されるものがほとんどである。収穫以後の工程で使用できる農薬は、保管施設での使用が認められる「二酸化炭素燻蒸剤」「ケイソウド粉剤」及び特定農薬の重曹のみである。

2.2.2.2.薬剤（別表4）

表 2-2 主な病害虫等対策資材（別表4）

資材	基準	確認の方法
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫等を防除する目的で使用する場合を除く。	左記を説明する資材製造者からの文書を手に入れるもののみ使用可
ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫等を防除する目的で使用する場合を除く。	
カリウム石鹼（軟	農産物に対して病害虫等を防除する目	

石鹼)	的に使用する場合を除く。	
エタノール	農産物に対して病害虫等を防除する目的で使用する場合を除く。	左記は使用方法についての条件であり、農産物に対する除菌などの目的では使用できないことに注意する
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	左記は使用方法についての条件であり、使用にあたって注意する
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	ここでいうフェロモンは、農場で使用する登録農薬のフェロモンではなく、製造工場で発生する飛翔性昆虫等を誘引するための物質のことを指す。 左記後段の条件について、当該資材はメイガ等の捕虫を目的とする誘引目的のものであることを商品パンフレット等で確認をする。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	製剤化されたものについては、SDSなどで内容を確認する。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く	製剤化されたものについては、SDSなどで内容を確認する。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く	製剤化されたものについては、SDSなどで内容を確認する。

(注1) ホウ酸、フェロモン、カプサイシン等は、有効成分が化学合成された物質を使用している場合、また製造工程で化学的に合成された物質を使用している場合も差し支えない。

(注2) 「農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。」は、農薬取締法において、農薬でないものを農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものが禁止されていることから、その旨を規定している。

(注4) 昆虫のフェロモンには、以下の6種類がある。

- ① 性フェロモン
- ② 集合フェロモン
- ③ 警報フェロモン
- ④ 道しるべフェロモン
- ⑤ 階級フェロモン
- ⑥ 密度調節フェロモン (分散フェロモン)

第3章 有機農産物の生産に用いられるその他の資材

3.1. 有機農産物の生産に用いられるその他の資材の適合性判断基準

3.1.1. 有機 JAS 規格に規定されている内容

第1章（別表1）及び第2章（別表2、別表4）の他、有機 JAS 規格の本則中に記載のある以下の資材については、これに従って判断を行う。

【生産の方法についての基準（第4条）】

資材	事項	基準
シーダーテープ	ほ場に使用する種子又は苗等	コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを含む。
紙マルチ及びプラスチックマルチ	ほ場又は栽培場における有害動植物の防除	古紙に由来するマルチ：製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。 プラスチックマルチ：使用後に取り除くものに限る。
きこの類の生産に用いる原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材	栽培場における栽培管理	原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材については、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。

3.1.2. その他の一般管理資材に関する判断

その他の一般管理資材の使用に際しては、有害な物質がほ場に混入しないよう、十分に配慮して管理を行う必要がある。

(1) 種子消毒（Q&A問14-2）

種子繁殖する作物にあって、種子（緑肥等の種子を含む）を購入する場合、あらかじめ農薬等で処理された種子は、それしか入手できない場合には使用することができる。認証生産行程管理者が自ら処理する場合には、以下のものが使用できる。

- ・使用禁止資材にあたらぬ肥料等。

・別表 2 に記載されている農薬（ただし、当該作物への適用登録があること）

(2) 種子の比重選（Q & A 問 14-3）

種子の比重選を行うことは、一般管理に該当することから、一般管理の基準を満たす食塩（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。）を使用した塩水であれば、比重選に使用することができる。

(3) 肥料・土壌改良資材、農薬以外の物質のほ場への使用（例：海水 Q & A 問 14-4）

一般管理に該当することから、一般管理の基準を満たすこと。例えば、海水（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。）であれば使用することができる。

(4) 生分解性マルチ（Q & A 問 13-7）

生分解性プラスチックを含有するマルチ資材の使用は使用できない。

(5) コーンスターチを塗布したマルチ（農水省「はじめての人のための有機 JAS 規格」参照）

接着防止のために微量のコーンスターチが塗布されているプラスチックマルチ及び活性炭の分散剤として微量のコーンスターチが添加されている紙マルチは、コーンスターチの製造方法に関係なく使用することができる。

(6) 化学的に合成された着色料を用いた石松子（有機農産物検査認証制度ハンドブック（改訂第 3 版）

人工授粉の際に使用する花粉の増量剤である石松子に関しては、化学的に合成された着色料の使用は、認められない。

(7) チェーンポット（農水省「はじめての人のための有機 JAS 規格」参照）

紙製のポットは、現状、当該資材の製造工程に化学処理があること及び化学合成の接着剤などが使用されているものしかないため、ほ場に植え付ける前に取り除かない限り使用できない。

(8) 融雪剤

泥炭については、融雪剤としての使用は認められない。

別表 1 基準に適合する木炭は使用することができる。使用する場合は、特に建築廃材由来でないことを確認する。また、もみ殻燻炭、おが粉炭化物、炭化鶏糞などは別表 1 の基準を満たせば使用することができる。以下のような資材は別表 1 に適合しないので、使用できな

い。

例

カーボンブラック及びそれらを添加したもの
ペーパースラッジの燃焼物

(9) 光分解性誘引テープ

光分解性誘引テープは、回収することを前提に使用可能となっている。

第4章 育苗用土（培養土を含む）

4.1.育苗用土の適合性判断基準

4.1.1.有機 JAS 規格に規定されている内容

規格では、育苗用土として以下のものが認められている。

- ①規格第4条のほ場の項又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌
- ②過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌
- ③別表1の肥料及び土壌改良資材

4.1.2.適合性の確認の手順及び確認時の注意点

原材料の由来や培土の製造工程図もしくは製造の工程がわかる書面により、次のことを確認する。

- ①原料として使用されている土については、
 - ア 採取地が過去2年以上周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない区域であること。
 - イ 採取された土壌を培土に製造する際にも使用禁止資材を使用していないこと。
- ②使用している肥料及び土壌改良資材については、別表1に適合していること。
- ③用土のpH調整などで、硫酸等の化学合成物質の添加が行われているものは、認められない。

4.2.経過措置

以下の資材については、規格において経過措置として、当分の間使用可能となっている。

資材名	基準
たまねぎの育苗用土用粘度調整資材	やむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。